

農業委員会だより

No.175

〒970-8026
いわき市平字堂根町4-8
TEL.0246(22)7534
FAX.0246(22)7538

編集・発行 いわき市農業委員会

大規模圃場として 甦る田園風景



記事のご紹介

2ページ

- 平成29年度市農林業事業説明会

3ページ

- 今号の表紙から
- 農地の固定資産税の課税強化及び軽減について

4ページ

- 農地中間管理事業と農業者年金の関係
- 農業者年金に加入しませんか？



5ページ

- 農地流動化情報
- 農地Q&A

6ページ

- 地区だより(東部地区)
- トピックス



平成29年度市農林業事業説明会
が開催されました(詳細は、2頁参照)

平成29年度市農林業事業説明会

市農林水産部長並びに関係課長をお招きし、去る5月19日に「平成29年度市農林業事業説明会」を開催しました。

当日は、平成29年度の新規事業及び農業委員に大きな関連をもつ事業について説明をいただき、出席した農業委員からは事業関連の質問や活発な意見交換が行われました。

《主な質疑応答》



Q (10番飯高敬一委員) 小学生の内から、農業に関するをもっと教育課程にいれてもいいのではないのでしょうか。

A (市) 市内の小学5年生を対象に「いわき市の農林水産業」という冊子を配付し、総合的な学習の時間に使用していただいているところです。アンケート結果によれば、非常に役に立っているという評価もいただいております。

Q (23番荒川光弘委員・39番長瀬紘委員) 基盤整備の更なる推進をお願いしたい。

A (市) 最近実施している基盤整備の事業主体は福島県になります。まずは、地区で取りまとめをしていただき、土地改良区等に提起していただきたいと思います。

Q (24番油座勝三委員) 農業振興地域整備計画については、震災の影響もあり、10年以上見直しが行われておらず、様々な事業が進まない状況の一因となっています。見直しの予定はどのようになっていますか。

A (市) 農業振興地域整備計画の見直しについて、その必要性は十分に認識しており、見直しにあたって必要な基礎調査等の実施に向けた調整を担当部局と進めておりますが、現在、都市計画区域の見直しが進められているなか、農業振興地域を先行して見直すことが出来ない状況であります。今後引き続き、整備計画見直しの実現に向けた調整を進めて参ります。

Q (36番藁谷昭夫委員) やはりイノシシ被害が多く、もっと補助金の額を増やしていただくことはできないのでしょうか。

A (市) 既存の鳥獣被害対策事業の活用のほか、中山間地域においては、日本型直接支払制度の交付金を活用いただくなど、集落全体の取り組みもお願いしたいと思います。

Q (38番佐藤吉行委員) 2020年の東京五輪でも食材提供できるよう、有機農業の推進をいわき市として前向きに取り組んでもらいたい。

A (市) 東京五輪へ食材提供が出来る条件としましては、有機農業も優先項目には入りますが、その前段に「GAP」(農産物の安全性を客観的に評価する第三者認証)を取得しないと食材供給にはならないということがあります。有機農業については引き続き推進していきたいと考えております。

今号の表紙から

平成25年度から開始された、震災による圃場への海水浸水や地盤沈下、農道や用排水路崩壊等々の災害復旧工事「復興基盤総合整備事業」が実施されている夏井地区(下大越・藤間・下高久谷地地区)においては、平成27年度より、工事が完了した地区から順次、稲の作付けが行われており、本年29年度は大越地区及び藤間地区一部の引渡しが行われ、当該事業面積の約99%に当たる約156haの圃場の作付け実現の運びとなりました。残りは藤間地区の約2haとのことです。

作付けされた見渡す限りの田園風景を眺めて、地権者はもちろん、土地改良区・ほ場整備組合関係の方々を含め、地域住民や通りすがりの人たちも震災復興の着実な姿を見て感無量の域に浸っている姿が印象的でした。

また、同事業内容で進めている市内の錦・関田地区に於いても、本年より一部作付けされたとのことでした。

●作業風景



●一面に広がる田



(執筆・撮影 佐藤 哲男 委員長)

農地の固定資産税の課税強化及び軽減について

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、市街化区域内の農地を除いた農業振興地域内の農地について、遊休農地の固定資産税の課税強化と、農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減措置の制度が設けられました。

●遊休農地を放置すると税金が高くなる場合があります。

農業委員会の調査によって判明した遊休農地について、放置したままの状態が続きますと、固定資産税が約1.8倍になる場合があります。

遊休農地になる恐れがある農地については、草刈り等の保全管理を実施する等、適正な管理に努めましょう。

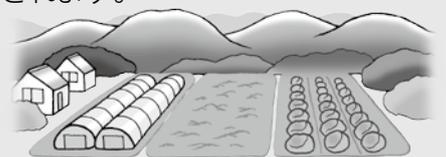
●農地中間管理機構に全農地を貸し付けた場合は税金が軽減されます。

所有する全農地(10a未満の自作地を除く)を新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた方が対象で、次の期間中は、当該農地の固定資産税が2分の1に軽減されます。

①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間

②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

この特例の適用期間は、平成28年度、29年度の2年間です。



【お問い合わせ】 農業委員会事務局 農地調整係 (☎ 22-7578)

農地中間管理事業と農業者年金の関係

経営移譲等した農地を利用権の設定により農業公社に貸し替えしても、年金は支給停止になりません。

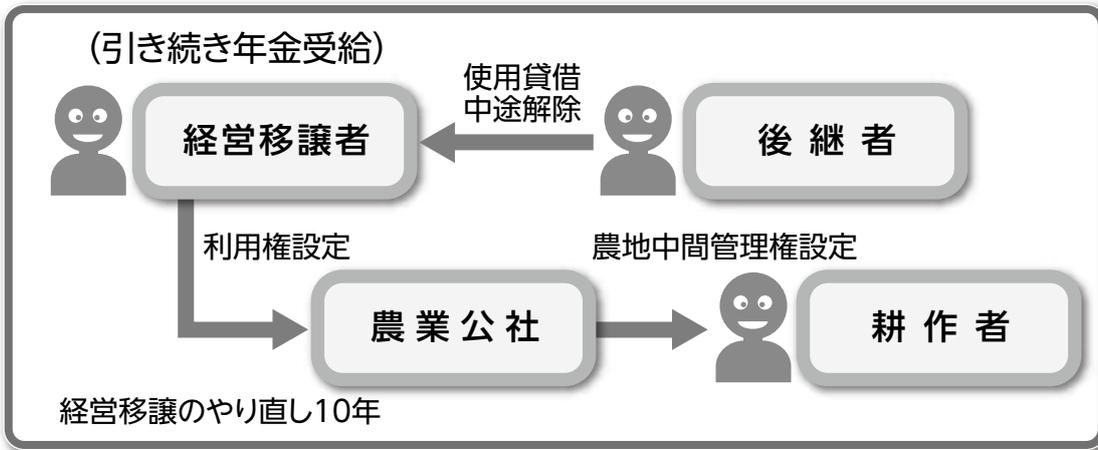
農業者年金のうち経営移譲年金や特例付加年金を受給している方が、農業公社にその農地を貸し付けるため後継者に経営移譲等した農地の返還を受ける場合、次の要件(※)を満たすことにより、経営移譲年金等を引き続き受給することができます。

※要件について

- ① 後継者から農地の返還を受けた日から起算して、1年以内に農業公社へ利用権を設定すること
- ② 農業公社との利用権の設定期間が、10年以上であること

老齢年金については、これらの制限はありません。

なお、経営移譲年金等の受給形態によって、要件や手続き方法が異なる場合がありますので、詳細については農業委員会事務局までお問い合わせください。



【お問い合わせ】農業委員会事務局 農政振興係 ☎22-7534

農業者年金に加入しませんか？

あなたは20歳以上で60歳未満ですか？
はい

国民年金の第1号被保険者ですか？
はい

国民年金の保険料を免除されていますか？
いいえ

年間60日以上農業に従事していますか？
はい

農業者年金に加入できます！

《農業者年金の特徴》

- 農業者年金は、農業者だけが加入できる国民年金の上乗せ年金(公的年金)です。
- 納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積み立て方式です。

- 自分で月額保険料を決められます(2万円から6万7千円の範囲内の千円単位)。また、途中で月額を変更することができます。
- 任意脱退が可能です(脱退一時金はありません)。

- 支払った保険料は、加入期間に応じ、任意脱退しても将来受給できる年金額に反映されます。

- 加入後は、国民年金の付加年金(月額400円)にも加入していただく必要があります。

「農業者年金受給権者現況届」の提出はお済みですか？



農業者年金を受けている方は、農業者年金基金から毎年5月下旬に郵送される「現況届」の提出が必要となります。提出がないときは、農業者年金の支払いが11月の入金から差し止められますのでご注意ください。提出期限は6月末日となっておりますが、まだお済みでない方は、農業委員会事務局へ提出してください。

農業委員会事務局農政振興係 ☎0246(22)7534

農地流動化情報

Vol.34



農業委員会では、耕作を目的とする農地情報の収集・提供を行っています。

売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談下さい。

■貸したい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	三沢町前田(1筆)	田	10.32
2	三沢町後田(1筆)	田	20.49
3	三沢町カヤノ木作(1筆)	田	38.12

ご覧になって、手続き等の詳細を知りたいという方は農業委員会事務局までお問い合わせください。

※今回掲載した農地以外にも売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談ください。

農業委員会事務局 農地調整係
お問い合わせ **0246(22)7578**

■売りたい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	平上神谷字北ノ町(1筆)	田	9.93
2	平上神谷字神谷分(1筆)	田	9.87
3	田人町貝泊字井出(2筆)	田	69.41
4	平鎌田字江ノ上(1筆)	田	1.03
5	三和町下市萱字堀ノ内(5筆)	田	39.80



●手続きの種類(許可と届出)

市街化区域 右記以外	自分が所有する農地の転用 農地法第4条 届出 農地法第4条 許可	転用を目的とした農地の売買・賃借 農地法第5条 届出 農地法第5条 許可
---------------	--	--

※手続き(許可・届出)を経て農地転用を実施した後は、法務局で地目変更登記を行ってください。



Q 農地に住宅を建てたい、駐車場・資材置場にしたい、手続きは必要ですか？

A 農地法による手続きが必要となります。

手続きは、区域や転用後の所有者によって、次のとおり区分されます。

●着工は手続き後に

手続き終了後、届出の場合は受理通知書が、許可の場合は許可指令書が交付されますので、その後に着工できることとなります。

●農業用施設のための転用は許可不要の場合もあります

農業用倉庫などの農業用施設のための転用は、次の条件を全て満たした場合、許可は不要となります。

- ① 自分が所有する農地の転用の場合
- ② 農業用施設の施設面積や通路等を含めた転用面積が2a(200㎡)未満の場合

注 農業振興地域内の農地に施設を設置する場合は、用途区分の変更が必要となります。

注 施設建築の際は、別途都市計画課及び建築指導課との協議等が必要になります。

●転用することができない場合

転用許可は、農地の営農条件や市街化の状況、転用後の事業の確実性や周辺農地への被害の防除措置の妥当性などを審査し、不許可とすることがあります。

転用の手続きを行う際には、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

●違反転用に対する処分等

無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合、工事の中止や原状回復等の命令がなされることがあります。

違反転用や原状回復命令違反については、個人にあつては3年以下の懲役又は三百万円以下の罰金、法人にあつては一億円以下の罰金を科せられることもあります。

詳しくは、地元の農業委員か農業委員会事務局 農地調整係(☎22-17578)へご相談ください。

トピックス

皆さんから愛される直売所

J A 遠野地
支店の設置
内にある直
野野菜直売

所は、毎週日曜日の午前5時から10時半迄開かれています。地元の人達が出品し、大福餅や辛子味噌などの6次化商品や新鮮な野菜が安いと朝早くから地元や遠方からのお客で大変好評です。

この直売所の運営は70、80代の婦人部の方々が交代制で元気に務めています。

買い物が終わると、休憩所のテーブルを囲みお茶や漬物、ゆで卵等が振る舞われ、世間話に花が咲き、親交、憩いの場になっています。

人気の山菜やきのこ類は、未だ出荷制限・出荷自粛・摂取制限になっており一日も早い解除が待たれます。

より多くのお客様に喜んでいただき、そして楽しんでいただける直売所にしたいと副所長の平子サダ子さんは話しています。



●直売所のスタッフ



●直売所の様子

(執筆・撮影 瀬谷 弘 委員)

地区だより 《東部地区》 [平薄磯地区]

被災地からの復興は何時？ 薄磯地区の海水浴、7年ぶりに再開

ご存じのように、6年前の3月11日の東日本大震災と津波、その後の福島第一原発事故によりまして、当地区は壊滅的な被害を受け、多くの犠牲者とともに、灯台や学校、更には港湾施設、海水浴場などの観光施設は、営業を閉じ、地区の方々もそれぞれ別々の地に避難を強いられました。

薄磯地区は、更に街並みが壊滅的な破壊状態にあり、これが復興に当たり、居住地の高台移動や嵩上げなどが続いています。薄磯地区は、津波被害等による残存物の存在が海水浴の障害になる、民宿等などの休養・宿泊施設が損壊などにより利用不可能な状態になり、住民や利用客の感情等に配慮しての海水浴場の閉鎖でありました。平成24年には勿来海水浴場で、翌年には四倉海水浴場で海開きが行われ、以来2会場のみの状態が続いていました。



●薄磯海水浴場

この度、7年ぶりに「海水浴場の再開決定」との報道に接し、農林水産物の風評被害が一向に回避されない状況等を考えれば、未だに被災地の復興はまだ長い道のりだといふことを痛感させられた次第であり、継続的な復興に向けた事業推進に期待したい。



●復興が進む防波堤

(執筆・撮影 渡邊 雄八 委員)

農家のための情報誌

全国農業新聞の購読をあなたも

発行…毎週金曜日(月4回)
購読料…月700円

申込みはお近くの農業委員または、農業委員会事務局
☎(22)7534



編集委員

- | | |
|-------------|--------|
| 委員長 佐藤 哲 男 | 渡邊 雄 八 |
| 副委員長 小泉 昌 男 | 瀬谷 卓 弘 |
| | 愛川 卓 司 |

編集後記

ペギー葉山さんが四月に死去した。代表曲「南国土佐を後にして」を存在感ある歌声でこの望郷歌を大ヒットさせた。原発事故から六年、帰還困難区域を除き解除された。帰郷する人しない人、帰りたくとも帰れない人、人間模様もいろいろであるが、夜ノ森の桜は何もなかったように今年も満開のトンネルを作り古里の情景を映し出していた。

そんな中、呆然と立ちつくし、帰郷して農業をやりたいと言っていた頑固そうな老夫婦の姿があった。誰もが持つ郷愁の思いを込めたこの曲と重なる。春の嵐、北海道は雪、東京は真夏日、そして暴風と気象変化が激しい。五月にはいつものように雷神さまの神事、気象、老夫婦の安泰を願うばかりです。

(執筆 愛川卓司 委員)